

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



5 月 8 日以降の精神科領域における新型コロナウイルス感染症対応について(通知)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「5 月 8 日以降の精神科領域における新型コロナウイルス感染症対応について(通知)」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

..... 記 .....

沖医発第 220 号  
令和 5 年 5 月 10 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
会 長 安里哲好

5 月 8 日以降の精神科領域における新型コロナウイルス感染症対応について(通知)

沖縄県保健医療部地域保健課長から、標記の通知がありましたので、お知らせ致します。  
本件は、5 月 8 日以降の精神科領域における医療提供体制について情報提供する内容となっております。具体的には以下のとおりです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管下関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1)入院調整について

感染症法に基づく行政による入院調整は終了します。平時の診療連携を活用した調整をお願いします。なお、琉球病院及び精和病院のコロナ病床は当面継続予定です。

(2)外来通院について

発熱等有症状で自宅療養中(施設療養も含む)に精神治療薬が切れた場合、かかりつけ精神科医療機関(以下「かかりつけ病院」という。)において対応をお願いします。

また、かかりつけ病院において、発熱等への対応(解熱剤の処方など)が可能な場合、併せて対応をお願いします。

(3)夜間、休日等の受診について(精神科救急医療システム)

原則として、精神科救急情報センター、当番病院で対応をお願いします。当番病院で対応が難しい場合は、琉球病院や精和病院などコロナ病床を有する病院に相談、調整が可能です。

● 5 月 8 日以降の精神科領域における新型コロナウイルス感染症対応について(通知)

(令和 5 年 5 月 8 日 (保地第 184 号))

沖縄県医師会事務局業務 2 課:平良、高良  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp

保 地 第 184 号  
令和 5 年 5 月 8 日

各精神科病院の管理者  
精神科を標榜する診療所の管理者 殿

沖縄県保健医療部地域保健課長  
(公印省略)

5月8日以降の精神科領域における新型コロナウイルス感染症対応について(通知)

みだしのことについて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと変更となることから、幅広い医療機関が新型コロナの患者の診療に対応する体制へと移行していくこととなっております。(令和5年3月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」参照)

つきましては、これまで定めていた「沖縄県精神科COVID-19対応方針」の見直しを行いました。5月8日以降は以下のとおり対応することとしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、当該対応は国、県の方針や感染状況等に応じて、適宜見直す可能性がありますのでご承知置きください。

記

(1) 入院調整について

感染症法に基づく行政による入院調整は終了します。平時の診療連携を活用した調整をお願いします。なお、琉球病院及び精和病院のコロナ病床は当面継続予定です。

(2) 外来通院について

発熱等有症状で自宅療養中(施設療養も含む)に精神治療薬が切れた場合、かかりつけ精神科医療機関(以下「かかりつけ病院」という。)において対応をお願いします。

また、かかりつけ病院において、発熱等への対応(解熱剤の処方など)が可能な場合、併せて対応をお願いします。

(3) 夜間、休日等の受診について(精神科救急医療システム)

原則として、精神科救急情報センター、当番病院で対応をお願いします。当番病院で対応が難しい場合は、琉球病院や精和病院などコロナ病床を有する病院に相談、調整が可能です。

連絡先： 地域保健課 精神保健班  
担 当： 山内  
T E L： 098-866-2215  
F A X： 098-866-2241